

令和5年度 第10回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年1月10日 午後3時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第34号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 西村 盛一 松永 博文 坂本 導成

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

田上 安幸 外村 和彦 井芹 康雄 伊佐 浩二 松野 文男
上村 敦之

8. 議事録署名人

4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆様、明けましておめでとうございます。旧年中はいろいろお世話になりました。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第10回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。それぞれの御家庭において、輝かしい新年を迎えられたことではないかと思っております。

皆さん御承知のように、新年早々、能登半島地震、それから、日航機と海保機の衝突事故等、痛ましい事故が起きまして、散々な辰年の幕開けになったかと感じております。非常に寂しい思いをしておりました。

さて、私たち農業者にとっては、昨年度は比較的大きな災害もなく、順調な1年ではなかったかと思っております。しかし、皆さん御承知のように、政情も、昨年末からの政治資金規正法の違反、あるいは東京都区長選挙に絡みまして閣僚の辞任、あるいは自民党からの除名等々、厳しい情勢が続いておるところです。そのような中で今年1年間の私たちの業務を遂行していくわけではありますが、御承知のように宮下大臣も辞めまして、その後、当県から坂本大臣が農林水産大臣に任命をされております。その前には鹿児島県の野村大臣、さらに熊本からは藤木政務官等も農政関係としては国会のほうで頑張っておられるところ。さらに、大御所の鹿児島県の森山先生も頑張っておられます。

そのような中で私たちが農政を担っていくわけではありますが、今年もやはり厳しい情勢が続くのではないかと思います。今月末には通常国会も開催されまして、そ

の中に食料・農業・農村基本法の改正、あるいは農振法の改正等、様々な提案事項がなされるかと思いますが、いずれにいたしましても、私たちは与えられたポジションで、全国に農業委員会組織約1,700組織、正確には1,702だったと思いますが、ありますが、個々の農業委員会の活動は微々たるものかもしれませんが、束ねていけば、それは大きなうねりとなって大きく国政にも生かされるんじゃないかと思っています。

農地、農業はいわゆる食料を生み出す非常に大切な使命を帯びているんじゃないかと思っています。御承知のように、能登半島地震では、当初は水の補給も滞り、ましてや食料等には非常に厳しい状況がなされているところでもあります。そのような中で、農業新聞を私、目にしたところでもあります、いわゆる農家の方は農業用ハウスの中で寝泊まりをしますということで、お近くの農家の方が四、五人集まって座布団なり、あるいは布団等を持ち寄って、その中で暖を取りながら避難生活を送っておられると。食料については、農家でありますので、野菜等については近隣の田から調達しているようですが、比較的厳しい状況の中でありましたが、そのような状況で暮らしておられるということで、改めて農業の偉大さ、ありがたさを痛感したところでもあります。

したがって、私たち、今年は目標地図の作成あるいは地域計画の作成等々、業務が予定されておりますが、今月18、19日には枕崎市の農業委員会に出向きまして、先進地研修等を取り入れながら、それらの業務に対応していきたいと考えておりますので、今年1年間、お互い健康に注意しながら農業委員会活動に取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしく願いをしながら、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは本日は、4番委員の松本茂委員と、それから5番委員の伊豆野誠委員にお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速議案審議に入ります。

議案第34号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第34号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。それでは、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに乙女小学校がございまして、こちらに宇城鉄筋がございまして。県道御船甲佐線を通りますと、こちらに森川健康堂研究所、こちらに乙女第二仮設団地がございまして、今回の申請地は仮設団地の向かいの田口字大原に1筆ございまして。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないかを説明します。お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は365日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。先月の12月25日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調

査を行いました。

申請されている農地は、大字田口に1筆あります。また、申請地には飼料用作物の栽培を計画されています。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、10番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

事務局、どうぞ。

事務局 先ほど現地の説明のときに事務局から仮設団地と説明がありましたが、これは旧仮設団地の間違いですので、訂正をお願いいたします。訂正いたします。

会 長 改めて発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、意見もないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに熊本ダイハツ販売株式会社さんがございます。地図にはないんですけども、セブンイレブンの甲佐五反店の前から吉田集落方面に進みますと、こちらに中村牧場さんがございます。今回の申請地は、中村牧場さんから南東へ約116メートルのところに2筆隣接しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、3番委員の清住委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思います。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。先月の12月25日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字吉田にある農地2筆です。申請地にはジャガイモ、ナスの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番 所有権の移転が無償ということで、譲受人と譲渡人の間柄が何かあるのか、それとも、場所が遠方にいらっしゃる方なので、ちょっと写真を見た感じ、管理とかもされてないところなので、管理してくれるんだったら譲渡しますよみたいな感じのほうに。そっちでいいんですか。

事務局 はい。

○5番 了解です。分かりました。

会 長 事務局、いいですか。

事務局 御説明します。

申請人と譲受人の関係なんですけれども、遠い御親戚関係でございます。申請人の御実家がもともと甲佐におありということで、そのつながりもあって、今回譲り受けるということで今回の申請となっております。

○5番 ありがとうございます。

会 長 そのほかに何か御意見はございませんか。

それでは、そのほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いた

します。

続きまして、番号3番、4番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番

6番委員の五嶋です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに龍野小学校がございまして、今回の番号3番の申請地につきましては、龍野小学校から南東約330メートルのところに1筆ございます。

番号4番の申請地につきましては、番号3番から2筆空けたこちらに、同じく上早川字幸野にもう1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長

それでは、続きまして6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番

6番委員の五嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明をします。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。先月の12月25日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある農地2筆です。申請地には野菜、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○14番 すみません、耕作面積がゼロで経営規模拡大というのは、どういう意味になるのでしょうか。初めてだったら規模拡大じゃないのかなというのがありまして。

会 長 事務局、何か回答できますか。

事務局 事務局から回答いたします。

実は、この点につきまして私のほうも気になりましたので確認したんですが、平成19年に譲受人の方——相手方の方が転入されて来られてから、地域の農地が荒れないようにということで、協力という形で自分がお持ちの機械を使って耕作はされていたようです。実際、5反要件が当時ではありましたが、自分の農地を5反持っていないということで所有されてなかったんですが、要件がなくなったということで今回申請に当たっています。

以上です。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○14番 経営規模拡大というのがちょっと。されてないのにあれかなと。

○12番 ゼロだから。

事務局長 経営自体がないから。

○14番 されてないから、拡大と言うのはちょっとあれかなというのがあって。

○10番 応援であれば、経営規模拡大にならないということだからね。

○5番 項目として、新規立ち上げとか、そういう項目は無いからね。

会 長 事務局、何かいいのありますか。実際はしてきたけど、表面上はゼロだったということで、今、回答はあったんですが、中村さんが指摘されるように、ちょっとそこにボタンのかけ違いみたいなのところがあるから、何かいい表現があれば。

事務局長 作業受託みたいな形でされていたという形。

○12番 家庭菜園とかでしょう。農業というのは、大体に言うならば、米を出荷したら販売の証明ができるじゃないですか。これは販売の証明できないですもんね。極端な話。だから、それをあえて農業という言葉で捉えていいんだろうかというところが。

事務局長 その点は、農地法が変わって、5反の要件というのが撤廃されて、自家用の菜園とかで出荷しなくても農業として捉えていいと法律が変わりましたので、そこは問題ないと思います。

○5番 自家消費でも問題ないということですか。

事務局長 問題ない。だから、先ほど中村委員がおっしゃられた「経営規模拡大」という言葉が適正なのかどうかというのは、文言の表現の仕方ですので、これはちょっとうちのほうで検討させていただいて、後で変更したいと思います。すみません。

- 会 長 本田委員。
- 10番 栗の栽培をこの年齢で始めるということなんですけど、収穫できるんかいな。ほかの作物なら話が分かるけど。栗は1年、2年じゃ取れないでしょう。
- 事務局長 もう植えてある。
- 10番 それ、栗ですか。
- 12番 違うですよ、シイタケの原木なら分かるけど。
- 会 長 栗も植えてあったんじゃないかな、違うかな。
- 五嶋委員。
- 6番 そこに見えているのはドングリの木ですもんね。半分は山林状態です。見てこられたから、見られた方は分かるだろうけど。
- それから、お子さんがおられますので、ぼちぼち定年されるか何かで、あとは引継ぎされるんじゃないでしょうか。もうドングリの木も太いから、伐採となるとちょっと難しかりょうと思うんですよ。根も掘らないといかんからですね。重機も使わないかんし。そこまで手を入れるのはどうかなという感じがあります。空いている部分ではですね。
- 会 長 今、地元の農業委員の五嶋委員から説明がありましたので、若干内容についてあれするのはあるかもしれないけど……。
- 2番 今から植えなくていいんじゃないでしょうか、子供がおられるなら。あそこに野菜植えるのはちょっと……。
- 12番 シイタケが早いかも。シイタケのほうが。
- 会 長 申請書にはそう書いてある。
- 事務局 五嶋委員が言われたように、空いてところに栗を植えるみたいな話を事務局は聞いています。奥のほうはちょっと荒れてて、草刈り程度になるかもしれませんけどですね。
- 会 長 本人は栗を植えたいということで申請が上がってますので、今はあれかもしれませんが、そういうことで御理解をいただきたいと思います。
- そのほかに何か御意見ございませんか。
- それでは、ほかにはないようでございます。
- 採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号3番、4番については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号5番について審議したいと思います。
- 1番委員の境委員から説明をお願いします。
- 1番 1番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。6 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに日和瀬橋、こちらに桜の丘がございまして、今回の申請地は、桜の丘から東へ約1.7キロメートルの東寒野字道迫に1筆、堤に2筆、本田に2筆、長山に1筆の計6筆がこのように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、1番委員の境委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。今回の申請は、相手方がいどこである申請人に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。先月の12月25日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は大字東寒野にある農地6筆です。申請地には芋、タマネギ、柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

なければ、それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

ます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに乙女小学校がございまして、県道今吉野甲佐線を通りますとグループホーム乙女が左手側にございます。今回の申請地は、グループホーム乙女から東へ約120メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、9番委員の草場委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。今回の申請は、相手方が申請人に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。先月の12月25日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字津志田にある農地1筆です。申請地には小麦、大豆、露地野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報

告いたします。

会 長 それでは、ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見ございませんか。意見ないようです。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第35号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、8ページをお願いいたします。議案第35号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、9ページをお願いします。

議案第35号、農地法第5条許可申請書審議調書番号1番と2番は譲受人と転用目的が同一の案件ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。それでは、番号1番、番号2番について説明いたします。(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料10ページのほうに掲載しておりますけれども、前のスクリーンで御説明したいと思います。

まず左のほう、こちらに緑川団地、そして、並行するように国道443号線、そして、右側にこちらが龍野小学校、そして、赤く示しておりますのが今回の申請地、1番と2番です。向かい側に町営住宅の下横田団地がございます。集落内に点在しております生産性の低い農地と・思っております。

場所については以上でございます。

会 長 それでは、続きまして転用申請に係る可否の判定について、12番委員の河嶋委員

から説明をお願いします。

○ 1 2 番 12番委員の河嶋です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請するものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題ないかどうか説明をします。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以下で、公共投資の対象となっていない農地であるため、第2種農地に該当します。

②については、第2種農地の転用は、申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は原則許可できないとされておりますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、契約書の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、敷均し程度の造成とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○ 2 番 2番委員の長野です。先月の12月25日に、会長、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字下横田字一町田にある農地2筆で、第2種農地に該当します。ほかに代わる適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

ないようですので、それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番から番号2番につきまして、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料11ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

まず真ん中、こちらが府領の集落です。そして、九州自動車道がこちらのように通っておりまして、高速を渡ったこちらに北原の集落、そして、こちらが緑川パーキングエリア上り線、そして、県道小川嘉島線がこのように通っております。

今回、申請農地は緑川パーキングエリアと県道の小川嘉島線に挟まれた赤く示した農地でございます。ちなみに、上のほうは熊本市南区域城南町のエリアになっております。

場所につきましては以上です。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、自動車整備工場を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以下で、公共投資の対象となっていない農地であるため、第2種農地に該当します。

②については、第2種農地の転用は、申請農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該事業の目的を達成することができると認められる場合は原則許可できないとされておりますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、貸付証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、敷均し程度の造成とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。先月の12月25日に、会長、長野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字府領字北原にある農地1筆で、第2種農地に該当します。ほかに代わる適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員、どうぞ。

○10番 ここは甲佐町の防災マップから外れてますか。府領が防災の崩れる地域に入ってるんですよ。だから防災マップからは外れてるかという話。家を造るに対して。

会 長 事務局、分かりますか。

事務局 そこは確認しておりません。ただ、下に高速がございますので、のり面はちゃんと造成をされてるかなと思います。

○10番 山のところののり面が大丈夫かなという話。竹山になっているでしょう。

事務局 地震のとき、ここは崩れています。

○10番 崩れたでしょう。そのときに崩れているよね。要するに、高速道路の先の高速の橋も崩れたし、府領はずっと崩れたんですよ。要するに、排水路が全部潰れたんですよ。だから、その辺はそういうのがあるから、入ってるか入ってないかというのも重要じゃないかなという話です。調べておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

会 長 じゃあ、本田委員が言われたことは後で事務局のほうで調べて、また後日回答で。事務局、よろしいですか。

事務局 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番については、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

それでは、議案第36号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、12ページをお願いいたします。議案第36号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和6年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の13ページをお願いいたします。

甲農第1684号、令和5年12月22日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の14ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和5年度第10回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が19筆の2万9,465平米、10年の田が1筆の2,875平米となります。

新規につきましては、3年の田が1筆の993平米、5年の畑が1筆の920平米、6年の田が3筆の4,995平米、10年の田が5筆の5,106平米となります。

使用貸借権につきましては、再設定、新規ともございません。このため、今回利用権設定の合計といたしましては、田が29筆の4万3,434平米、畑が1筆の920平米となります。

その他所有権移転について、田が1筆の499平米となります。

委員の皆様には御審議いただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、15ページをお願いします。議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議をいたします。

番号1番について審議したいと思います。この案件の相手方（譲受人）は2番委員の長野委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わる

まで退席をお願いします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらにグリーンセンターがございまして、こちらに井本緑化さん、こちらがグランクスさんになっております。今回の申請地は、グランクスさんから北へ約290メートルの田口字池田に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 申し訳ありません。事務局から訂正をさせていただきます。

相手方(譲受人)の耕作面積はありませんと説明いたしましたけれども、正しくは4万7,214平米です。議案書のほうも訂正をお願いいたします。申し訳ございません。4万7,214です。

会 長 訂正、よろしいですかね。耕作面積がゼロとなっておりましたが、4万7,214平米ということです。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 今、修正があった4万7,214平米の中には、法人から貸してる分は入ってないんですね。

事務局長 法人から貸している……。

○10番 そうです。法人が小作権を持っているやつを作らしているんです。それは入っていないですか。

事務局長 それは入ってないです。

会 長 そのほかに何か御質問ございませんか。

ほかには質問ないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認をいたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

長野さん、●●さんの耕作面積がゼロとなっていたけど、4万7,214と入れておいて。いいですか。

○2番 はい。

会 長 続きまして、番号2番、番号3番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件の相手方は、5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。まず、番号2番の申請地について説明いたします。

こちらに甲佐町役場がございまして、こちらにアタックスさん、こちらにコメリがございまして。今回の申請地はちょうどアタックスさんの裏手側に1筆、豊内字東園に1筆ございまして。

番号3番の申請位置についてですが、こちらに甲佐保育園、甲佐町土地改良区がございまして、ちょうど土地改良区の裏手に3筆隣接してございまして。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番、番号3番の相手方は認定新規就農者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか、御意見は。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番、3番については原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

それでは、続きまして、番号4番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございます、今回の申請地は緑川パーキングエリアから東へ約480メートルの府領字上川原に2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は、人・農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 4番の申請人の方は農家はされてないんですかね。

○2番 されてはいないです。

○1番 じゃあ、1万あるのは全部貸付けですか。

○2番 そうですね。畑もありますから。

会 長 よろしいですか。そのほかに何か御意見ありませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号5番、番号6番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(西村盛一推進委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀

み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに日和瀬橋、こちらに桜の丘がございまして、今回の申請地は桜の丘から東へ約530メートルの西寒野字平谷に2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番、6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、飼料用作物の作付をされております。今回の申請地には米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 　　「外1名」とありますけど、名前を入れるといけなかったんですか。それと、この金額、対価ですね。60キロと2万円と書いてありますが、この内訳とかは分かるんですか。

会 長 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　事務局から説明いたします。

まず、申請人のほか1名の件なんですけど、名義人の奥様が既に他界されていらっしゃるしまして、こちらの持分が、申請人が75%、お子さんが25%ずつございまして、相続人の2分の1を超えていらっしゃるの、1人のお名前でも本当はいいんですけども、奥様の名義も残っているということで「外1名」と記載をしております。

また、対価についてなんですけど、こちらが物納と金納の両方でお支払いをされる貸借になってございまして、西寒野の平谷で1筆で1俵の60キロ足す金納の2万円ということでお支払いされますので、単価として計算することが難しかったので、こういった表記にしております。

以上です。

○1番 　　じゃあ、同じ人にやられるわけじゃなくて、別々の方にお金はやられるということですか。

事務局長 　　ちょっと休憩をいいですか。

会 長 　　ちょっと休憩。

休憩 午後16時15分

再開 午後16時16分

会 長 　　再開いたします。

事務局長 すみません、さっきの表現の訂正です。

申請人の「外1名」というのは、あくまでも登記名義上の登記の名前、誰々外1名という名前で登記をしてあるということで、これは登記済みです。そのうち持分が何%と何%というのがさっき担当が言った部分で、登記の名義が誰々外1名という登記名になっているということです。すみません、訂正させていただきます。

事務局 対価の部分ですけれども、議案番号5番に関しましては30キロ、6番に関しましては60キロプラス2万円ということです。

○1番 もう1名の方に……。

事務局 それぞれの方ということです。境委員のおっしゃるとおりです。

会 長 よろしいですね。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございますか。

伊豆野委員。

○5番 もう単刀直入に。名義人の5番と6番が一緒じゃないので、もう畦切ってあるんですかね。畦は見えないように思えるんですけど。畦は倒してあるということではないんですね。

事務局 既に畦倒しはされています。

○5番 分かりました。

会 長 伊豆野委員、よろしいですか。

○5番 はい。ありがとうございます。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番、6番については原案のとおり承認をいたします。

西村委員の入室を認めます。

(西村盛一推進委員入室)

それでは、16ページをお願いします。

番号7番について審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに位置図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございまして、こちらから県道小川嘉島線が走っております。グランクスさんから緑川パーキングエリアのほうに進みますと、この辺りに赤星自動車整備工場さんがございまして、今回の申請地はそこから西へ約330メートルの府領字南原に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には野菜の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

長野委員、どうぞ。

○2番 また契約が増えたんですけど、去年ちょっと狭い畑を借りておられたところ、1年間全然植えてなかったところもあるんですよ。それでまたさらに契約が増えて、秋は全然植えられなかったんですよ。年末もされていないですけど、これからジャガイモの作付をされるかなと思うんですけど、大丈夫ですかねと言ったらいけないんですけど……。

この地権者の人も、米をちょっと作るくらいで畑は全然空いていたんで、大分貸して、これが最後かなと思うんですけど。空いていたから貸されたんだと思うんですけど。

会 長 何か事務局から答弁ありますか。

事務局 また今度、譲受人の方にも説明といいますか、長野委員がおっしゃられたようなことを説明させていただきたいと思います。

会 長 借りて作ってないならね。そのところは事務局としても注視しながら、今言った答弁になりますけど、そういうことで、注意を促していくと。

○2番 借りてるところは全部やってくれとかですね。

会 長 よろしいですかね。

○2番 はい。よろしくお願いします。

○10番 私からもお願いがあるんですけど、植付けしたら収穫までそのままなんですよ。せめて境のあぜの上は切ってほしいと言ってください。あぜだけで結構です。その近くに五木食品とかあるんですよ。そこはきれいに切ります。だから、あそこのやつだけがないものだから。

会 長 そこも併せて。

○10番 その辺も併せて。五木食品は若い子が来て、きれいにうちの高土手の上も切ってくれるんですよ。その辺の指導をちょっと。中は自分の品物だからいいんですよ。

人に迷惑がかからないように、あぜ切りだけはしてほしいです。

事務局長 委員さんたちがおっしゃるように、周囲の営農に支障を及ぼすおそれがありますので、うちのほうからもそういった話で行きたいと思います。

今、分かれている範囲で、長野委員がおっしゃられた1年丸々何もしてなかったところは、ほかにもありますか。

○2番 サシヨリ1か所かな。去年何も1年間。

事務局長 全然植えてなかったのは。

○2番 はい。ただで借りておられるところは、ちょっと道沿いだったけど、1回削られたかな、春頃は。言ったから。夏は忘れておられたし。夏は全然植えてなかったんですよ。冬は今押さえてますけどね。秋頃1回来られたかな。とにかく……。

会 長 1年間何も植えないなんて。

事務局長 状況を今お聞きしたので、その分についてちょっとお伝えして、ここでこれについて許可する、しないというのは委員さんたちの御判断ですので、これは別として。

○10番 それも貸すのは構わないんですよ。構わないけど、要するに境のあぜとか、道とか、隣接している部分の草刈りはお願いしたい。

事務局長 そこについては、またうちのほうから、今度、許可になったら許可書を取りに来られますので、許可書というか契約書を取りに来られますので、そのときにこういう意見があったということで再度また言いたいと思いますので、すみませんが、それでよろしく願いいたします。

会 長 それでは、今、事務局長も言いましたように、いろいろ意見がございましたので、その点を踏まえて、今後、事務局で対応するというので、この案件についてはほかには質問はないということで、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、続きまして17ページをお願いします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。この案件の相手方は8番委員の平井委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(平井委員退出)

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読

み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐神社、こちらに町営住宅上揚団地がございまして、今回の申請地は甲佐神社から東へ約230メートルのところに1筆ございます。

最後に、相手方の状況について説明いたします。

番号8番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問ないようでございます。

それでは、採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり承認をいたします。

平井委員の入室を認めます。

(平井委員入室)

それでは、本日予定しておりました議題はこれで全て終了いたしましたので、事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長

それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして、第10回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

4 番

5 番